

新潟県立新津工業高等学校同窓会 役員・評議員・顧問名簿

任期2年：令和7年度総会承認（R7-7-26）～令和9年度総会迄

会長(1)	山田 秀樹 (12e) ※12回生 電子科卒	
副会長(3)	佐藤 仁是 (13E)	石黒 利幸 (14e)
	坂爪 裕介 (29E)	—
幹事(5)	吉澤 和久 (13M)	五十田 規 (17E)
	加藤 知巳 (20M)	堀田 宏 (20e)
	小鍛治 就也 (27M)	—
会計(1)	大野 和也 (15M)	
会計監査(2)	建石 信浩 (29M)	五十嵐 宏明 (31S)

評議員(16)	笠原 由博 (1E)	田辺 篤 (3E)
	谷内田 秋雄 (3e)	長谷川 貢 (5M)
	藤原 繁 (5e)	阿部 英司 (6M)
	佐藤 俊英 (6E)	島倉 弘 (6E)
	土田 勝男 (9E)	関口 敬三 (10M)
	南場 恭夫 (11M)	遠藤 孝 (11M)
	大滝 正範 (14e)	斎藤 靖 (20e)
	石井 英夫 (28e)	荒澤 浩和 (34M)

顧問(4)	小柳 新一 (1E)	岡村 茂 (1M)
	高塚 則明 (8e)	川内 勝 (13E)

※（）内、数字は卒業期

英字は卒業科…M=機械科 E=電気科 e=電子科 S=機械システム科

新潟県立新津工業高等学校同窓会会則

【第1章】 総 則

第1条 本会は新津工業高等学校同窓会と称し、事務局を新津工業高等学校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を計り、母校の発展に貢献することを目的とする。

第3条 本会会員は下記によるものとする。

・正会員／母校の卒業生 ・特別会員／母校の職員ならびに旧職員

【第2章】 役 員

第4条 本会に次の役員を置く。

会長	1名	評議員会で推薦、総会で承認を受ける。
副会長	若干名	会長が推薦、評議員会で承認を受ける。
幹事	若干名	会員中より会長が委嘱する。
会計	1名	評議員会で推薦、総会で承認を受ける。
会計監査	2名	会員中より選出する。

第5条 役員の任期は2ヵ年とする。但し再任を妨げない。

【第3章】 職 別 及 び 機 関

第6条 会長は本会を代表し、一切の会務を総理。必要に応じて評議員会・総会を開催する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は会長の任務を代行する。
- 3 幹事は会長の指示に従い、必要とする事務全般を行う。
- 4 会計は本会の会計事務全般を行う。
- 5 会計監査員は会計を監査する。

- 第7条 本会には審議機関として評議員会を置き、役員と評議員で構成する。
- 2 評議員は若干名とし、会員中より会長が推薦、評議員会で承認を受ける。
 - 3 評議員会は、本会運営に関する総会議案等を審議する。
- 第8条 本会の最高議決機関は総会とし毎年1回これを聞く。但し、評議員会の要望により必要に応じて臨時総会を開くことができる。
- 2 総会では、会則改正・会務・会計など評議員会から提出されたものを審議する。
- 第9条 本会には顧問をおくことができる。顧問は、本会の発展に貢献した者を評議員会で推薦し会長が委嘱する。顧問は会長の諮問に応ずる。
- 第10条 本会員10名以上居住する地区、または職場に支部を設置することができる。

【第4章】 会計事務

- 第11条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。
- 第12条 本会の経費は正会員の会費及び寄付金で充当する。
- 第13条 本会の会費は入会金及び特別会費とし、入会金は卒業時に一括納入する。

【第5章】 附 則

- 第14条 本会則は昭和41年3月7日より施行する。
- | | |
|---------------|---------------|
| 昭和45年8月15日改正 | 昭和56年11月8日改正 |
| 昭和61年12月7日改正 | 平成元年11月12日改正 |
| 平成7年11月12日改正 | 平成15年10月25日改正 |
| 平成18年11月11日改正 | 平成23年7月16日改正 |
| 平成25年6月8日改正 | |